三六二　石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件　九　三
三六三　石川県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件　九　四
三六四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　一〇　四
三六五　雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一八　六
三六六　健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業　一八　一一
三六七　児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件　一九　二六
三六八　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　二三　二
三六九　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止及び廃止を許可した件　二三　三
三七〇　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部休止及び一部廃止を許可した件　二三　三

三七一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十六条の三第二号の厚生労働大臣が定める月を定める件　二四　五
三七二　雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件　二六　三
三七三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二七　三元
三七四　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　二七　三元
三七五　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二七　五
三七六　放射性医薬品基準の一部を改正する件　二七　六
三七七　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　二七　一〇

三七八　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　二七　一一
三七九　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二七　一一
三八〇　生物学的製剤基準の一部を改正する件　二七　一二
三八一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二七　一九
三八二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件　二七　二一

八

○厚生労働省、経済産業省、環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩、PFOA又はその塩又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件　一〇　五

○農林水産省

二一〇一　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　二　六
二一〇二―二一〇九　保安林の指定をする件　三　一
二一〇〇―二一一七　〃　保安林の指定を解除する件　四　三
二一一八　〃　保安林の指定をする件　四　四
二一一九　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　五　五
二一二〇―二一三八　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　六　二〇
二一三九―二一五四　保安林の指定をする件　九　四
二一五五　令和六管理年度における特定水産資源（いわしくじら）の採捕の停止に関する件　九　六
二一五六　農薬を登録した件　九　六
二一五七　肥料を登録した件　九　285　二〇
二一五八　〃　一〇　五
二一五九―二一六六　保安林の指定をする件　一一　二
二一六七　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一一　四
二一六八　農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　一一　287　二五